

市役所機能再編整備基本構想（案）に係る パブリックコメント（意見募集）の実施について

現在の市役所は、老朽化、分散化、狭あい化に加え、大規模災害発生時の対応力の強化といったような課題を抱えています。

この度、こうした現在の市役所が抱える課題を整理し、これからの社会に求められる市役所機能のあり方に関する基本的な考え方を示した「市役所機能再編整備基本構想（案）」をとりまとめました。

つきましては、下記の要領で意見募集を行いますので、ご意見をお聞かせください。

記

1 広報まつどへの掲載

令和3年1月1日号へ掲載を予定

2 市役所機能再編整備基本構想（案）公表日及び公表方法

令和3年1月4日（月）から公表

市ホームページへの掲載、財産活用課・行政資料センター・各支所
まつど市民活動サポートセンター・図書館（本館・各分館）での閲覧

3 意見募集期間

令和3年1月4日（月）から令和3年2月2日（火）までの30日間
（郵送は最終日の消印有効）

4 意見を提出できる方

松戸市内在住・在勤・在学の方、事業者など

5 意見提出方法

書面に、住所・氏名・表題「市役所機能再編整備基本構想（案）について」を記入し、意見を付すページ及び項目を明示し、ご意見を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メール、市のホームページ専用フォームのいずれかでの提出をお願いします。

様式は、自由です。なお、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見の受付は、いたしません。また、意見を提出した個人に対して、個別回答は行いません。

6 意見の提出先

松戸市 財務部 財産活用課 あて

1	持参の場合	松戸市役所（松戸市根本 387-5）新館 6 階 もしくは各支所
2	郵送の場合	〒271-8588 松戸市根本 387-5 新館 6 階
3	FAX の場合	047-366-1160
4	電子メールの場合	mczaisan@city.matsudo.chiba.jp

7 注意事項

- ・ パブリックコメントの結果は、広報まつどへの掲載、市ホームページへの掲載、財産活用課での閲覧として公表します。なお、意見を提出した個人に対して個々の回答は、いたしません。
- ・ ご意見の提出にあたっては、ご住所・ご氏名の記載が必要です。
- ・ ご意見に付記された個人情報は、松戸市個人情報の保護に関する条例に則り、適正に管理し、本件に関する業務にのみ使用します。
- ・ 提出されたご意見の内容は、松戸市ホームページに公開する可能性がありますので、ご了承ください。